

泉佐野市住宅総合助成事業

※売買契約日（請負契約日）から2年を過ぎたものは対象外です。

助成対象者

- 泉佐野市内において、自ら居住する住宅を建替える方、
新築住宅を購入し居住する方
 - 「泉佐野市空き家バンク※」に登録された中古住宅を購入、
または賃借し居住する方
- いずれの場合も、地元町会加入が条件です。



助成内容

泉佐野ポイントカード「さのぼ」に地域ポイントで
250,000ポイント（250,000円分）付与
（空家バンクを賃借し居住する方は、100,000ポイント付与）

連携金融機関において、住宅ローンの金利引き下げ制度あり
（このチラシを見て、これから泉佐野市内で住宅を検討される方はお問合せください）

◆助成を受けるには、申請が必要です。（契約日から2年以内）

泉佐野市イメージキャラクター



★《プレミアム》三世帯同居（近居）または新婚世帯
（所得制限あり）なら、さらに取得費用等の助成有り

- ・三世帯同居等のお問い合わせは、
地域共生推進課 072-463-1212
- ※但し、転入転居日から6ヵ月以内の申請に限ります。
- ・新婚世帯のお問い合わせは、
子育て支援課（内線 2384、2385）

※《泉佐野市空き家バンク》（H27年4月1日～登録受付）

- ◆登録条件
- 1.戸建住宅であること
 - 2.建築基準法の規定による確認済証のあるもの
 - 3.仲介業者との媒介契約（売買・賃貸借）が締結されているもの
- ※ただし、「専属専任媒介」・「専任媒介」に限る

申込・問合先 泉佐野市役所 都市計画課 計画係
☎072-447-8124（りんくうタウン駅ビル東棟2階）

泉佐野市の定住・移住促進等施策メニュー（民間建築物部門）

項目	現状で問題なく住める状態			住むために改修や改造が必要な状態（耐震上）					除却が必要な状態				
	ステージ1			ステージ2	ステージ3	ステージ4		ステージ5		ステージ6	ステージ7	ステージ8	
	住宅総合助成事業	三世代同居等支援事業	結婚新生活支援事業	空き家バンク制度	住宅リフォーム助成事業	既存民間建築物耐震関連補助事業		既存木造住宅改造助成事業		既存木造住宅除却工事補助事業		空家対策（老朽危険家屋）	特定空家対策事業
		プレミアム三世代	プレミアム新婚				プレミアム空家		プレミアム空家		プレミアム空家		
施策概要	市内で新築住宅を建設・購入する場合、また、空き家バンクに登録された中古住宅を購入し、地元町会に加入する場合、地域ポイントで250,000ポイント（250,000円分）助成 ※上記の助成を受ける方を対象に、連携金融機関において住宅ローンの金利引下げ制度あり	高齢者等が安心して暮らせる住環境を創るため、市内で三世代同居・近居をする場合の住宅取得費用等の一部を助成 ※但し、転入転居日から6ヵ月以内の申請に限る ※上記の助成を受ける方を対象に、連携金融機関において住宅ローンの金利引下げ制度あり	若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる住環境を創るため、市内で住居を構える新婚世帯に対し、住宅取得費用又は賃貸に係る費用、引越し費用の一部を補助 ※世帯の所得340万円未満（奨学金返済中又は、申請時において無職の場合、離職したものについては世帯所得から控除） ※夫婦ともに婚姻日において34歳以下 ※その他条件有り	中古住宅の市場における流通を促進するため、良質な空き家（戸建住宅）を市の台帳に登録し、HPに掲載	定住促進及び地域の活性化を目的として、市民が市内の施工者を利用して行う住宅リフォーム工事について、一定要件を満たせば住宅改造費の一部を助成 ※但し、交付決定の前に行われた工事は対象外 ※10年以上在住の住宅又は、建築確認済証が交付された住宅に限る	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造建築物のうち、一定の基準を満たすものについて耐震診断、耐震設計、耐震改修の一部をそれぞれ補助	同左 （空家の耐震改修工事に限る）	耐震補助制度により耐震改修工事を行う際に、併せ住宅改造を行う場合は、一定要件を満たせば住宅改造費の一部を助成	同左 （空家に限る）	昭和56年以前の建物で耐震性のないものに対し一定の要件を満たせば除却費用の一部を補助	同左 （空家に限る） ※別途、空家対策としての除却補助制度があります。	空家対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家の所有者等に対し、市が助言、指導、勧告、命令を段階的に行い、一定期間を経ても従わない場合は市において行政代執行することができるもの	特定空家に指定された空家のうち、一定の要件を満たしたものについて土地建物等を市において寄附受けし市で除却するもの
補助（助成）内容	泉佐野ポイントカード「さのぼ」に地域ポイントで250,000ポイント（250,000円分）助成	住宅取得等又は賃借に係る費用の一部 10万円（最大）	住宅取得又は賃借に係る費用引越費用の一部 30万円（最大） ※令和2年度の受付開始は、5月15日からです	—	改造費用の一部 10万円（最大）	診断 5万円（最大） 設計 10万円（最大） 改修 70万円 or 90万円（最大）	改修 120万円 or 140万円（最大）	改造費用の一部 40万円（最大）	改造費用の一部 90万円（最大）	除却費用の一部 80万円（最大）	除却費用の一部 130万円（最大）	—	—
	重複助成可												
開始時期	H27.5.1	H27.4.1	H28.10.1	H27.4.1	H28.4.1	H27.4.1	H30.5.1	H27.4.1	H30.5.1	H27.4.1	H30.5.1	H30.4.1	H30.4.1
問合せ先	都市計画課 計画係 072-447-8124 H29.3月に、りんくうタウン駅ビル東棟2階に事務所移転しました。	地域共生推進課 福祉総務係 072-463-1212 内線2152 市役所1階	子育て支援課 児童係 072-463-1212 内線2385、2386 市役所3階	都市計画課 計画係 072-447-8124 りんくうタウン事務所		都市計画課 開発指導係 072-447-8124 りんくうタウン事務所					都市計画課 計画係 072-447-8124 りんくうタウン事務所		

注）各事業の詳細要件等は、市のHPをご覧ください、直接お問い合わせください